

議題 3 (委員会決裁事項 (規則第 3 条第 1 号))

府立支援学校における平成 29 年度使用教科用図書の採択について

標記について、府立支援学校が選定した教科用図書を次のとおりすべて採択する。

平成 28 年 8 月 19 日

大阪府教育委員会

〈参 考〉

[根拠規定]

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令 (抄)

第 14 条 義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択は、当該教科用図書を使用する年度の前年度の 8 月 31 日までに行わなければならない。

2 9 月 1 日以後において新たに教科用図書を採択する必要があるときは、速やかに教科用図書の採択を行わなければならない。

## 府立支援学校における平成 29 年度使用教科用図書の採択について

### ■ 教科用図書の選定

平成 29 年度使用府立学校教科用図書採択要領及び平成 29 年度使用高等学校用教科用図書選定の手引きに基づいて各学校長が選定したもの。

小学部	のべ	2,289 種類
中学部	のべ	1,910 種類
高等部（専攻科含む）	のべ	1,348 種類
府立支援学校 合計		のべ 5,547 種類

#### 1 支援学校の教科書採択の方法（次頁参照）

#### 2 支援学校で採択できる教科書

支援学校の教科書は、次の図書の中から学校長が選定する。

- ① 文部科学省検定済教科書
    - 小学校用教科書目録（平成 29 年度使用）
    - 中学校用教科書目録（平成 29 年度使用）
    - 高等学校用教科書目録（平成 29 年度使用）
  - ② 文部科学省著作教科書
    - 特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（平成 29 年度使用）
  - ③ 一般図書
    - 「附則第 9 条関係教科用図書選定資料」（平成 25 年 6 月大阪府教育委員会作成）
- ※小・中学部に関しては、必ずこの資料より選定。

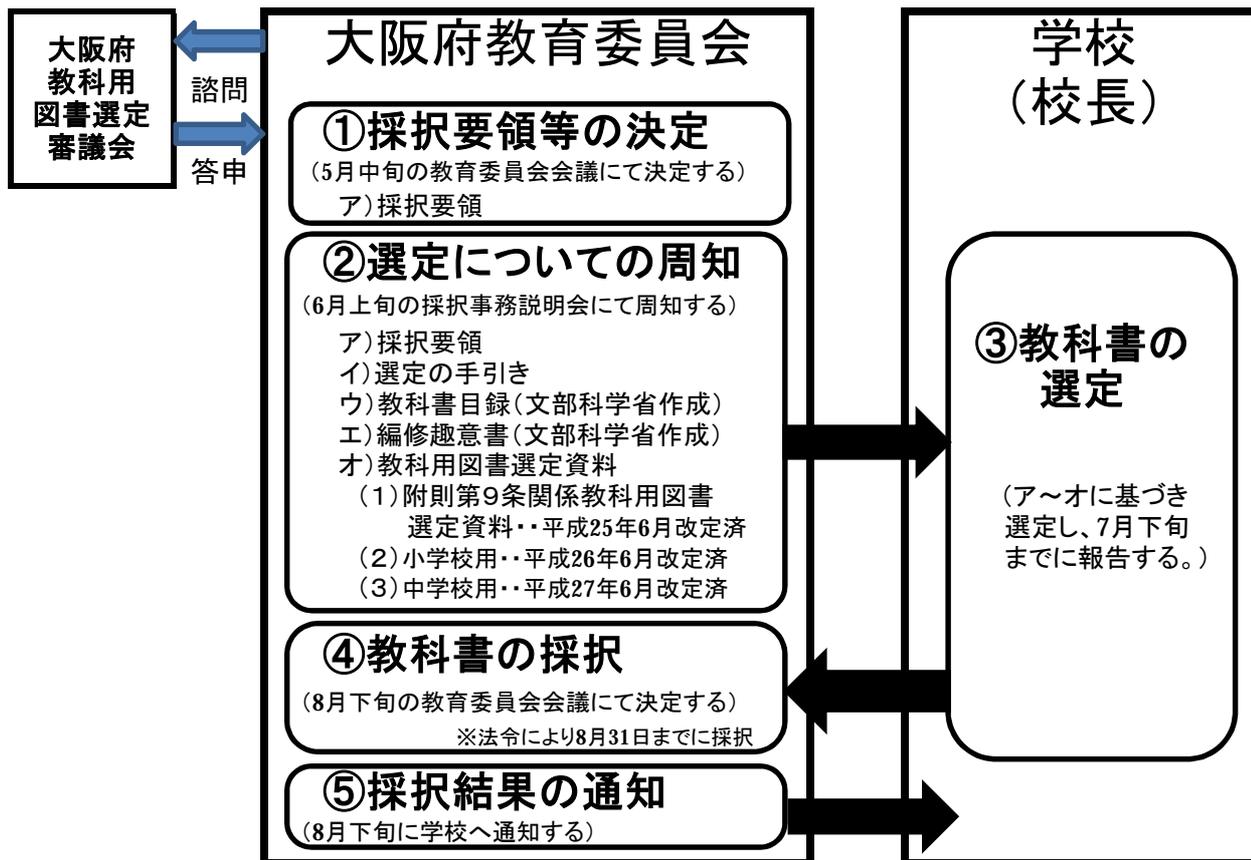
「附則第 9 条関係教科用図書選定資料」とは、府の小・中学校の支援学級及び支援学校の小・中学部における使用教科書を採択するに当たって、教科用図書を選定する場合の参考事項を、大阪府教科用図書選定審議会の答申に基づき作成したもの。

- 「附則第 9 条関係教科用図書選定資料」以外の一般図書
  - ※高等部については、「附則第 9 条関係教科用図書選定資料」以外の一般図書からも選定できる。その場合、支援教育課が調査を行い、教科用図書として適切であるか判断する。

#### 【一般図書の調査の観点】

1	特定の事項、事象、分野などに偏りがある、全体として調和がとれていない。
2	特定の事柄を特別に強調し過ぎている、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げている。
3	特定の営利企業、商品などの宣伝や非難になるおそれがある。
4	特定の個人、団体などの活動について、政治的又は宗教的な援助や助長となるおそれがある、その権利や利益を侵害するおそれがある。
5	引用、掲載された教材、写真、挿絵、統計資料などは、信頼性のある適切なものが選ばれていない。
6	人権尊重の観点から、偏見や差別意識を助長する表記・表現や挿絵・写真等の掲載がある。
7	実際に使用する際、教員や生徒に誤解を招く。

## 府立支援学校（小学部・中学部）教科書選定・採択の仕組み



## 府立支援学校（高等部）教科書選定・採択の仕組み

